

受 理 番 号	陳情第 9 号	受理年月日	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日
件 名	川内原発 1 号機・2 号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書		
陳 情 者	グリーンコープかごしま生活協同組合ほくさつ支部委員会 委員長 田中 ひろみ		
要 旨			
東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 2 年以上が過ぎたが、いまだ収束していない。1 5 万人余りの人々が避難生活を強いられ、放射能被害は、国民に甚大な影響を与え続けている。この事故は、他の産業事故では考えられない規模で地域社会を破壊し、放射能汚染は長期にわたって続き、どこまで拡大するのかも定かではない。 現在の原発技術は、過酷事故（シビアアクシデント、炉心溶融に至る重大事故）の可能性も排除できず、使用済み核燃料の安全な処分もできない未完成で危険なものである。これを「再処理」・「再利用」する施設は、原発以上に技術的に未完成で危険なもので、稼働のめどが立っておらず、仮に稼働したとしても、その結果生じる高レベル放射性廃棄物をどう処分するかについて、誰もその答えを持っていない。 こうした危険を持つ原発を、世界有数の地震国であり、世界で 1、2 の津波国である日本に集中的に立地することは危険極まりないことであり、日本列島のどこにも、大地震、大津波の危険のない「安全な土地」と呼べる場所はない。 また、政府は、原発再稼働や新增設、原発輸出を公言し、前政権の「2 0 3 0 年代原発稼働ゼロ」という極めて不十分な方針すら白紙に戻すとしている。しかし、「国民の過半は、原発に依存しない社会を望んでいる」という、政府も認めた国民の認識は、政権が交代したことで変わるものではない。原発推進政策は、「原発ゼロの日本」を求める国民多数の声に真っ向から背くものである。 政府は、原子力規制委員会が平成 2 5 年 7 月に制定した「新規制基準」をもとに再稼働を強行しようとしている。しかし、「新規制基準」は福島原発事故の原因が究明されていないもとで、小手先の対策を並べたものに過ぎず、地震対策も、原発の真下に活断層が走っていても断層が地表に現れていなければ設置を認めるという骨抜きの内容であり、再稼働するなど許されない。 その新基準で、電力会社は原発から 1 6 0 キロメートル圏内の火山活動の影響を想定することも義務付けられている。全国全ての原発の 1 6 0 キロメートル圏内に火山が 1 箇所はある。その中でも川内原発は 1 6 0 キロメートル圏内に 1 0 を超える火山が存在し、その上、大規模噴火の可能性のある始良カルデラなどがあるため、火砕流だけでなく火山灰による送電網やフィルターの機能不全で、非常用ディーゼル発電機が作動しない危険性があり、火山学の専門家は対策強化の必要性を訴えている。川内原発を再稼働させることで、住民を過酷事故に巻き込む可能性が高まることは必至である。			

さらに、九州電力の原発を全て停止しても電力供給に余力があることは九州電力の資料によって明らかにされている。今こそ、私たちは原子力依存からの撤退を決断し、原子力発電所を計画的に廃止し、エネルギー政策の転換を国や電力会社に要請し共に進めるべきある。

福島第一原発事故からも分かるように、住民保護の観点では、国も電力会社も全くなすすべがなかった。九州電力が過酷事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上の対応を望むことは、相当難しいと考えられる。最大なる事故対策は、原発を廃炉にすることしかない。稼働すればするほど使用済み核燃料がたまり続ける原発は、いくらお金と労力を投じてでも対応できない危険性が何万年も生じてしまう。住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、再稼働をやめ、速やかなる原発の廃炉の決断が、安心安全のまちづくりへの早道と考える。廃炉による雇用拡大、再生可能エネルギーの推進、自然を生かした観光の推進と拡大などで、まちづくりに希望が湧く。

については、下記事項について陳情する。

記

川内原発 1 号機・2 号機の再稼働に反対し、廃炉を求める決議をすること。